「(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画」(原案) について

1 計画策定の趣旨

- 本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進しようとするもの
- ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)第8条に基づく、地方公共団体の計画(努力義務)
- 国の基本計画(令和2年7月策定)を踏まえ、視覚障害者等の当事者団体や学識経験者 などからなる懇話会を設置し、今年度末の策定を目途に検討中

2 計画の期間

令和 4 年度(2022 年度)~令和 8 年度(2026 年度)

3 計画策定スケジュール

令和3年	5月 20 日	常任委員会(策定概要説明)
	6月 22 日	第1回検討懇話会(現状と課題について(書面開催))
	8月 11 日	第2回検討懇話会(骨子案)
	9月 3 日	教育委員会(骨子案)
	9月 8 日	常任委員会(骨子案)
	10月 15 日	第3回検討懇話会(素案)
	11月10日	常任委員会(素案)
	11月19日	教育委員会(素案)
	11月	市町照会
	12月14日	常任委員会(原案)
	12月23日	教育委員会(原案)
	12 月下旬~1月	県民政策コメント実施
令和4年	3月	常任委員会(県民政策コメント結果および計画最終案報告)
		教育委員会(計画付議)
		計画策定·公表

4 素案からの主な変更点

- ○第4章「施策の展開」の取組(計画本文および概要版に赤字で記載。)
- ○基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにそれぞれ指標を設定

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」(原案) 素案からの主な変更点

NO	(常任委員	箇所 員会資料)	素案	原案	変更理由	備考
	ページ	行				
第3	章「目指	す姿」	4=11 c // m7/	4541 0 0 mg/s 40 1 mg/s		
1	13頁	10行	・・・福祉の分野においては、戦後日本 の「障害福祉の父」と呼ばれる糸賀一 雄氏ら先人の実践と理念をはじめと した、当事者や地域のニーズに即した 現場の先駆的な取組を・・・	・・・・福祉の分野においては、本県の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見いだし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺しました。この思想は滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出すとともに、こうした現場の先駆的な取組を・・・	福祉分野における本県の強 み(先駆的な取組)について、 より具体的に記載	
第4:	章「施第	の展開	引」基本方針Ⅰ~Ⅲ指標			
			(基本方針Ⅰ~Ⅲ)	(基本方針Ⅰ~Ⅲ)		
2	16頁 18頁 20頁	7行 1行 17行	<追記>	各基本方針に具体的な指標を記載	計画の最終年度に目指す数値を設定	
第4:	章「施第	の展開	開」重点施策の取組			
			(重点施策1)	(重点施策1)		
3	15頁	7行	・・・・各施設の利用者の実情に合わせて、書籍等を <u>充実</u> します。	・・・各施設の利用者の実情に合わせて、 書籍等を 収集 します。	重点施策の取組内容「「1.書 籍等の収集・製作」に合わせ た修正	
			(重点施策1)	(重点施策1)		
4	15頁	10行	県立視覚障害者センターは、書籍等を 製作し、利用者に提供するとともに、 サピエ図書館へ提供し、全国的なネットワークの充実に寄与します。	これまで培ったノウハウを生かして、障害の種類および程度に応じた書籍等の 製作をします。	視覚障害者センターだけでな く、その他の機関や団体のノ ウハウも生かしながら、多様 な主体が書籍等の製作を目 指していくため	
			(重点施策2)	(重点施策2)		
5	15頁	17行	・・・多様な主体による製作が行われる ように、県立視覚障害者センターと連 携し、センターがこれまで培ってきた 書籍等の製作ノウハウを、公立図書 館、関係する施設・団体等と共有しま す。	・・・多様な主体による製作が行われるように、 <u>これまで培った</u> 書籍等の製作ノウハウを、 <u>公共</u> 図書館、関係する施設・団体と共有します。	ブウハウの共有は (公財)汀	
			(重点施策3)	(重点施策3)	担党院宝老わいな が行う事	
6	16頁	2行	県立視覚障害者センターは、県立図書 館、製作する施設・団体等と連携しな がら、 <u>点訳者・音訳者など</u> 書籍等の製 作人材の養成を行います。	書籍等を製作する施設・団体と連携し、 点訳・音訳等の書籍等の製作人材の養成 を行います。	視覚障害者センターが行う専門的な製作人材の養成に加え、これにつながるような取組も検討していくことから修正	
 			(重点施策3)	(重点施策3)		
7	16頁	4行	・・・・ボランティアの継続的な活動および活動の広がりにつながるよう、ボランティアの活動を広く紹介します。	・・・・ボランティアの継続的な活動および活動の広がりにつながるよう、製作の支援を行うとともに、ボランティアの活動を広く紹介します。	ボランティアが活動を継続できるようにするためには、活動紹介だけでなく、書籍等を製作する上での支援も必要であることから追記	
	 		(重点施策5)	(重点施策5)		
8	17頁	16行	県立学校図書館は、県立図書館、県立 視覚障害者センターと連携し、視覚障 害等のある児童生徒の <u>読書環境整備</u> のための取組を進めます。	県立学校における 視覚障害等のある児童生徒の 読書活動推進のため、学校図 書館の整備を進めます。	個々の県立学校図書館で取り組むような表現となっていたが、県立学校の学校図書館整備は県全体で取り組んでいくため修正	

NO	該当(常任委員	箇所 員会資料) 行	素案	原案	変更理由	備考
9	17頁	18行	(重点施策5) 特別支援学校、特別支援学級設置校、 および視覚障害等のある児童生徒が 在籍する学校に対し、視覚障害等のあ る児童生徒が生涯学習の場である図 書館の利用について学ぶ機会を設け ることの重要性および具体的な利用 方法について周知します。	(重点施策5) 視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を 得られるように努めるとともに、 具体的な利用方法を周知します。	特別支援学校、特別支援学級 設置校、および視覚障害等の ある児童生徒が在籍する学 校とされる以外の学校にも 対象の児童生徒が在籍して いることも考えられることか ら削除するとともに、児童生 徒に対する取組内容として修 正	
10	19頁	6行	(重点施策6) ・・・県立視覚障害者センター、県立図 書館、ICTサポートセンター等において、・・・	(重点施策6) ・・・・県立視覚障害者センター、県立図書館、 IT支援センター 等において、・・・	滋賀県における名称に合わせて修正 (「ICTサポートセンター」は 国の基本計画で使用されている用語)	
11	19頁	13行	(重点施策6) <追記>	(重点施策6) 書籍等や図書館の利用が促進されるように、各種障害福祉サービスの情報提供を行います。	各種の障害福祉サービスが 活用されれば、視覚障害のあ る人等の書籍や図書館の利 用が増えると考えられるため 追記	意見(市町照
12	20頁	2行	(重点施策7) 司書や司書教諭、学校司書等を対象 に、・・・	(重点施策7) 司書や司書教諭、学校司書、 読書ボラン <u>ティア</u> 等を対象に、・・・	視覚障害者等の読書には、司書や司書教諭等だけでなく、 読書ボランティアも関わって おり、研修の対象とするのが 適当と考えられるため追記	
13	20頁	5行	(重点施策7) 学校におけるICT環境整備が進められていることも合わせ、特別支援学校 および特別支援学級の教員や学校司 書等に対し、・・・	(重点施策7) 学校におけるICT環境整備が進められ ていることも合わせ、 教員 や学校司書等 に対し、・・・	研修の対象について、特別支援学校および特別支援学級 の教員に限定する必要はな く、広く教員を対象に実施で きるように修正	検討懇話会 委員意見

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	(仮)滋賀県読書バリアフリー計画
9	<原案>
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	令和3年12月
23	滋賀県教育委員会
24	
25	

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の対象等
- 4. 計画の期間
- 5. 計画の推進体制と進行管理
- 6.「SDGs」との関係

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

- 1. 国における取組
- 2. 滋賀県における取組
- 3. 視覚障害者等の読書の状況
- 4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

第3章 目指す姿と基本方針

- 1. 目指す姿
- 2. 基本方針

第4章 施策の展開

1. 基本方針 [そろえる]

「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます

重点施策1

重点施策2

重点施策3

2. 基本方針Ⅱ [とどける]

どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します

重点施策4

重点施策5

3. 基本方針Ⅲ [ささえる]

自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

重点施策6

重点施策7

重点施策8

参考データ

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を整備することによって、障害の有無にかかわらずすべての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に成立しました。

「読書バリアフリー法」では、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する 責務を有する」とされ、地方公共団体に計画の策定を求めています。

昨今の新型コロナウィルス感染症の拡大により、人々の生活や社会のあり方が大きく変化する中、氾濫する様々な情報から適切な情報を選択することの重要性が増しています。 さらに、人との交流が制限され、社会とつながりが持ちにくくなる状況下にあって、読書を通じて心の健康を保つという視点でも、読書や図書館の有する意義が再確認されています。

また、東京 2020 パラリンピックでは、選手の活躍が人々に勇気を与えたように、障害のある人がその人らしく社会で活躍できる環境を整えることは、社会に活力を与え、生き生きとした滋賀の実現につながるものです。本県においては、令和7年に開催される全国障害者スポーツ大会に向け、今後一層障害のある人の活躍の広がりが期待されるところです。 読書は障害のある人の主体的な活動を後押しし、幅広い分野での社会参加・活躍を促すものであることから、本計画の策定により、「読書バリアフリー法」の理念を具現化し、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することにより、障害者の社会参加・活躍の促進と、共生社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

- (1)「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画
- (2)「第3期滋賀県教育振興基本計画(滋賀の教育大綱)」、「これからの滋賀県立図書館のあり方(平成30年3月策定)」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関連計画等の方向性と整合性を図った計画
- (3)「誰一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念 を踏まえ、関連する「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標に資する計画

3. 計画の対象等

- 2 本計画は、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害等の障害により、活字に
- 3 よって表現された書籍を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由によ
- 4 り書籍を持つことやページをめくることが難しい者(以下「視覚障害者等」という。)を対象
- 5 とします。なお、障害者手帳の有無は問いません。
- 6 また、「書籍」とは雑誌、新聞その他の刊行物を含みます。

7

8

1

4. 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5年間とします。

9 10

11

5. 計画の推進体制と進行管理

- 12 (1)推進体制
- 13 本計画に基づき、市町関係部局、図書館、学校等のほか、福祉・障害者団体、ボランティ
- 14 ア等、関係者との連携・協力により、視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進しま
- 15 す。
- 16 (2)進行管理
- 17 計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら評価
- 18 を行います。
- 19 また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

20

21

6. 「SDGs」との関係

- 22 平成27年9月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、こ
- 23 の中で平成27年から令和12年までの国際目標として、「SDGs」が示されました。
- 24 「SDGs」は誰一人取り残さない社会を目指し、持続可能な世界を実現するための 17 の
- 25 ゴールと169のターゲットで構成されています。
- 26 視覚障害者等の読書環境の整備を推進することは、障害のある方の社会参加・活躍を
- 27 促進する共生社会の実現に寄与し、「SDGs」の目標達成に貢献します。

2829

<関連するゴール>









※本計画において主に以下のターゲットに関する取組を推進します。

1.4	貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、
	土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切
	な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な
	権利を持つことができるように確保する。
4.5	教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子供など、
	脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
10.2	年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりな
	く、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。
16.10	国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障す
	る。

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

1. 国における取組

国においては、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准するため、平成25年成立の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとした国内法制度が整備され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められています。

平成25年に国連の専門機関(世界知的所有権機関)において障害者の著作物利用を促進するための「マラケシュ条約」**「が採択されたことを受け、平成30年に同条約の締結承認とともに、著作権法の改正が行われました。これらの動きを契機として、令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行され、同法に基づき、令和2年7月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下「読書バリアフリー基本計画」)が策定されました。

「読書バリアフリー基本計画」は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、基本的な方針や、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項が定められています。

正式名称は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、「利用しやすい様式の複製物」について規定している。この条約の締結により、視覚障害者等が「利用しやすい様式の複製物」を、国境を越えて交換することが可能となった。

^{※ |} マラケシュ条約

2. 滋賀県における取組

本県では昭和26年に県立盲学校内に点字図書館を設置し、その後昭和31年に「県立点字図書館」として開館しました。平成12年には名称を「県立視覚障害者センター」と変更し、視覚に障害のある人の福祉の向上を図ることを目的として、各種情報の提供や、視覚障害者の自立および社会参加を促進する事業を実施しています。具体的には、点字図書・録音図書の貸出や製作、サピエ図書館※2へのデータの提供、IT機器の利用支援などを行っています。

一方、県立図書館では、これまでの図書館利用に障害のある人への障害者サービスに加え、平成29年度に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」において、「全ての県民へ向けたサービスの実施」として、「図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス」を掲げました。障害者や高齢者の読書を支援するため、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料、拡大読書器や再生機器などの機器類を整備するとともに、郵送サービスや対面朗読などの障害者サービスの充実を図っています。

さらに、本県すべての自治体に設置されている市町立図書館^{※3}に対し、視覚障害者等が利用しやすい様々な形態の資料や機器等の貸出および司書への研修を行うことで、県域全体のサービスを支援してきました。

また、平成 31 年 4 月には「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、 障害者の情報の取得や利用に対する支援を進めることを規定するとともに、令和 3 年 3 月には「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、「読書におけるバリアフリーの推進」を重 点的取組のひとつとしています。

 2

^{※2} サピエ図書館

視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データや音声データ等を提供するインターネット上の電子図書館。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

^{*3} 滋賀県の図書館設置率について

滋賀県には全市町に県立図書館を含め計 5 l 館が設置されている。設置率 100%の都道府県は、本県のほか、富山県、石川県、福井県、鳥取県の計5県のみ。(令和2年4月現在)

3. 視覚障害者等の読書の状況

視覚障害者等が利用しやすい書籍やサービスには次のようなものがあります。

234

5

6

8

9 10 11

121314

1516

17

18

1

- 〇点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LL ブック等
- ○音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等(上記を総称し、以下「アクセシブルな書籍等」といいます。)
- ○サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス
- ○支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読

アクセシブルな書籍等

アクセシブルな書籍

点字図書、拡大図書、録音図書、 触る絵本、布絵本、LL ブックなど

アクセシブルな電子書籍等

音声読み上げ対応の電子書籍、 デイジー図書、オーディオブック、 テキストデータなど

アクセシブルな書籍等

<アクセシブルな書籍>

○点字図書

点字に翻訳(点訳)された本。点を使って図や絵を表した点図と点字を貼り付けた「点字絵本」もある。

〇拡大図書

大活字本など、通常の本の文字を判読しやすく拡大して印刷された本。

○録音図書(音訳図書)

書籍等を読み上げ(音訳)て録音し、聴くことで読書ができるようにした図書。CD 等に録音されており、再生機を使って利用する。

○触る絵本・布絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっている。 ボタンをとめたり、ひもを通したりする仕掛けなどがあり、楽しみながら読むことができ る。

OLLブック

「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast (分かりやすく読みやすい)」の略で、「LL ブック」とは、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことである。

<アクセシブルな電子書籍等>

○音声読み上げ対応の電子書籍等

バリアフリーに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えたりすることができる。 内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えている。

○デイジー図書

デジタル録音図書の国際標準規格に則った電子図書。デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information System (アクセシブルな情報システム)の略称。目次から、読みたい見出しやページに移動できる。書籍等の内容を録音し音声にした「音声デイジー」、内容をテキストにした「テキストデイジー」、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読める「マルチメディアデイジー」がある。再生するには専用の再生機器を使うか、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマートフォンやタブレットの再生用アプリを使う。

○オーディオブック

書籍等を読み上げまたは口演し、必要に応じて効果音等をつけることで、聴くことにより読書ができる電子音声コンテンツ。

〇テキストデータ

文字だけで構成された文書のデータ。音声読み上げソフトなどで読むことができる。

4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会委員からの聴き取りおよび一般社団 法人 電子出版制作・流通協議会が令和元年度に実施した「視覚障害者等の読書におけ る技術的な課題等に関する調査研究【報告書】」からは、視覚障害者等の読書環境につ いては以下のような課題があると考えられます。

5 6

7

8

9 10

11

12

13

14

17

18

19

20

21

22

23

24

1

 2

3

4

- (1) 音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少ない。小説や文芸作品に比べ、専門書や実用書は少なく、マルチメディアデイジーや LL ブックなど出版点数がさらに限られているものもある。そのため、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
- (2) 出版された書籍等から点字図書やデイジー図書等を製作するのには時間がかかり、 必要とする書籍をすぐに読むことができない。
- (3) 図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要である。
 - (4) 障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要である。
- (5) 高齢化や社会環境の変化等により、点訳・音訳などのボランティアをはじめ読書環境を支える人材が不足している。
 - (6) 視覚障害者等に読書や図書館等を身近に感じてもらえるような取組が必要である。
 - (7)デイジー図書等について、また公立図書館の障害者サービス、県立視覚障害者センターやサピエ図書館のサービス等について、視覚障害者等やその支援者に一層の周知が必要である。
 - (8) 読書支援機器*4は高額な製品も多く、個人での購入は負担がある。
 - (9) デイジー図書等やサピエ図書館を利用するのに ICT 機器を使用する必要があるが、 それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要である。
 - (10) 障害の種別や程度によって、利用しやすい書籍や読書の形態は異なる。サービス提供側が個々の障害の特性を十分理解し、ニーズを把握する必要がある。

2526

2728

29

^{※4} 読書支援機器

視覚障害者等の読書を支援する機器。文字などを拡大してモニターに写したり、コントラストを強調させたりできる拡大読書器や、音声デイジーなどを再生するためのデイジー再生機などがある。

第3章 目指す姿と基本方針

障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

1. 目指す姿

読書は生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段 のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

本県の図書館行政においては、先人の努力の成果として、県内の全市町に図書館が整備され、県立図書館は県内公共図書館*5への貸出を積極的に実施するとともに、公共図書館職員に対する研修や運営上の助言など、公共図書館の物的・人的ネットワークを確立してきました。このネットワークにより、すべての県民がどこに住んでいても必要とする図書・情報を得ることが出来ます。

また、福祉の分野においては、本県の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見いだし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺しました。この思想は滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出すとともに、こうした現場の先駆的な取組を施策につなげてきた歴史があります。

「読書バリアフリー」の環境整備に当たっては、視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題を踏まえつつ、これら本県が誇る強みを活かし、目指す姿を「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」として取り組みます。

^{*5} 公共図書館

地域住民に図書館サービスを無料で提供する図書館。本県では地方公共団体によって設置される市町立図書館および公益財団法人江北図書館を指す。

2. 基本方針

1

3

4 5

6

7 8 目指す姿の実現に向けては、本県の強みを活かし、「読書を通じたネットワークでつながりあう」の考えを基盤に、次の3つの基本方針のもと、施策を推進することとします。

読書を通じたネットワークでつながりあう

基本方針 I [そろえる] 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます 視覚障害者等が障害の特性に応じた適切な形態の書籍等が利用できるよう、 書籍等を充実させます。

基本方針Ⅱ [とどける] どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します 視覚障害者等がニーズに合った書籍等を手にすることができるよう、利用環境の 整備に取り組みます。

基本方針Ⅲ [ささえる] 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します 視覚障害者等が書籍等を活用できるよう、支援する環境を整えます。

なお、第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブルな書籍等」を意味します。

1 第4章 施策の展開

I. 基本方針 I

「そろえる」「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます

【基本的な考え方】

障害の種別や程度によって、利用しやすい書籍の形や利用方法は異なります。障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等を充実させます。

また、教育や就労など、人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることができるように、多様な分野の書籍等の充実に努めます。

さらに、書籍等の製作を継続的に行うことができるよう、製作の支援を進め、製作人材を養成します。

4

5

2

3

重点施策 1 書籍等の収集・製作

- 6 ○県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館において、各施設の利用者の 実情に合わせて、書籍等を収集します。
- 8 ○県立図書館および県立視覚障害者センターにおいて、書籍等に関して継続的に情報を 9 収集し、利用者や公共図書館に提供します。
- 10 Oこれまで培ったノウハウを生かして、障害の種類および程度に応じた書籍等の製作をし 11 ます。
 - ○書籍のテキストデータの提供に係る国の取組が進むよう要望するとともに、県内出版社 等へは「読書バリアフリー法」について周知し、書籍のテキストデータの提供について働 きかけます。

1516

12

13

14

重点施策 2 書籍等の製作の支援

○多様な主体による製作が行われるように、これまで培った書籍等の製作ノウハウを、公 井図書館、関係する施設・団体と共有します。

18 19

17

20

重点施策3 書籍等の製作人材の養成

1

2

3

4

56

7

8

9

- ○書籍等を製作する施設・団体と連携し、点訳・音訳等の書籍等の製作人材の養成を行います。
- ○点訳、音訳等のボランティアの継続的な活動および活動の広がりにつながるよう、<mark>製作の支援を行うとともに、ボランティアの活動を広く紹介します。</mark>

著作物を利用するときは、原則として著作権者の了解をとる必要があります。ただし、例外として了解なしに利用できる場合があり、著作権法に定められています。

著作権法第37条第3項における、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で、 政令で定めるもの(障害者入所施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を 満たすボランティア団体等、また、文化庁長官が個別に指定する者)は、視覚障害者等 向けに必要と認められる限度において、著作物を複製し、アクセシブルな書籍等を製 作することができます。

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
県立視覚障害者センターの書籍等所蔵数 (タイトル数)	14,489	16,010
県立図書館の書籍等所蔵数(冊数)	5,325	6,015
サピエ図書館への年間アップロード数	324	346
点訳・音訳ボランティア養成・研修 受講者数 (人数 累計)	1,522	1,600

2. 基本方針Ⅱ

「とどける」どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します

【基本的な考え方】

視覚障害者等がどこに住んでいても必要とする書籍等を提供できるように関係機関の連携を強化します。あわせて、読書や図書館の利用が難しい視覚障害者等にとって、 読書や図書館がより身近なものとなるような取組を進めます。

また、視覚障害者等が生涯にわたって、自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよう支援します。

3 4

1

2

重点施策4 書籍等を提供するための連携強化

- 5 ○視覚障害者等が身近な図書館で書籍等を利用できるように、県立図書館および県立視 6 ・ 覚障害者センターにおいて、公共図書館への情報提供や書籍等の貸出を行います。
- 7 ○視覚障害者等およびその支援者に、サピエ図書館および国立国会図書館の視覚障害 8 者等用データ送信サービスの利用について周知します。
 - ○視覚障害者等が読書を楽しめる方策について、当事者やその支援者、関係者が定期 的に意見交換をできる場を設け、新たなネットワークを形成します。

101112

9

重点施策5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実

- 13 ○視覚障害者等が利用しやすいよう、県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校 14 図書館等の各館の利用者の状況等に応じたわかりやすい書籍等の配置や館内表示な 15 どの環境整備を進めます。
 - 〇県立学校における視覚障害等のある児童生徒の読書活動推進のため、学校図書館の 整備を進めます。
 - ○視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会 を得られるように努めるとともに、具体的な利用方法を周知します。

20

16

17

18

19

2122

23

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
県立視覚障害者センターにおける点字図書 年間貸出数(タイトル数)	916	1,150
県立図書館における書籍等年間貸出数(冊数)	4,931	5,985
サピエ会員登録者数	197	270

3. 基本方針Ⅲ

「ささえる」自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

【基本的な考え方】

視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな電子書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭*6、学校司書*7等、視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成を行います。

また、視覚障害者等がライフステージにあった書籍等と出会い、読書<mark>を通じて豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知し、県民への理解促進を図ります。</mark>

3 4

5

6

7

8

9

10

1

2

重点施策6 書籍等の利用支援

- ○視覚障害者等が書籍等を利用できるように、県立視覚障害者センター、県立図書館、IT 支援センター^{*8}等において、読書支援機器やサピエ図書館等を利用するための支援を行います。また、デジタル技術の革新をふまえて、視覚障害者等の利便性の一層の向
- ○視覚障害者等が書籍等を利用できるように、県立視覚障害者センターおよび県立図書 館において、必要な読書支援機器の設置や貸出を行います。
- 11 ○読書支援機器の購入について、県立視覚障害者センターにおける相談や情報提供を 12 引き続き行います。

上を図るため、最新の技術について情報収集に努め、情報提供を行います。

○書籍等や図書館の利用が促進されるように、各種障害福祉サービスの情報提供を行います。

1415

13

16 17

18

※6 司書教諭

学校図書館の専門的職務を担う教員。

*7 学校司書

専ら学校図書館の職務に従事する事務職員。

*8 IT 支援センター

障害者の IT 利活用に関する総合的なサービス提供拠点。滋賀県では、社会就労事業振興センターに設置している。また、視覚障害者を対象としたサテライトを、県立視覚障害者センターに設置している。

重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成

- 2 ○司書や司書教諭、学校司書、<mark>読書ボランティア</mark>等を対象に、様々な障害の特性への理 3 解を深め、その特性に応じた対応等について学ぶ研修を実施し、資質の向上を図りま 4 す。
 - ○学校における ICT 環境整備が進められていることも合わせ、教員や学校司書等に対し、アクセシブルな電子書籍等の周知とともに、読書支援機器の利用方法等について学 ぶ研修を実施します。

重点施策8 県民への周知

1

5

6

7 8

9

10 11

12

13

14

151617

- ○視覚障害者等およびその支援者に、様々な形態の書籍等や読書の手段、公共図書館 および県立視覚障害者センターが提供しているサービスについて周知を図るため、相談 窓口や福祉施設、医療機関等を通じた情報発信に努め、利用を促進します。
- ○障害の有無にかかわらず全ての人が読書を通じて豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段についてホームページ等で県民に広く周知し、共生社会の実現の気運を高めます。

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
読書支援機器に関する IT ボランティアの派遣回数・		
IT 支援回数	66	84
アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の		
延べ貸出日数	1,352	1,800
読書バリアフリー関連講座や研修の受講者数		
(人数 累計)	33	220

1 参考データ

- 2 1.滋賀県における身体障害者手帳所持者等
- 3 各障害者手帳所持者および特別支援学校・特別支援学級等の在籍児童生徒等の状
- 4 況は下記のとおりです。

5 ○障害手帳所持者(令和3年3月31日現在)

障害種別等	所持者数		
身体障害者手帳所持者			
視覚	3,208 人		
肢体不自由	28,817人		
療育手帳所持者	15,317人		
精神障害者保健福祉手帳所持者	11,710人		

6

7 ○特別支援学校・特別支援学級等の在籍児童生徒数(令和3年5月1日現在)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
県立特別支援学校				
視覚障害	2人	2人	4 人	15人
肢体不自由		147人	95人	85人
知的障害		559人	400人	820 人

8

	弱視	肢体不自由	知的障害
市町立小・中学校の特別支援学級	17人	101人	2,617人

9

	小学校	中学校
通級による指導を受けている児童生徒	1,476人	376 人

10

1 2.県立視覚障害者センターに関するデータ

○所蔵数(令和3年3月31日現在)

THE STATE OF THE S	
	所蔵数等
録音図書(CD)	5,845 タイトル
点字図書	8,644 タイトル

○作成数(令和2年度)

	作成数
録音図書(CD)	126 タイトル
点字図書	162タイトル

○貸出数(令和2年度)

貸出数	
録音図書(CD)	9,140 タイトル
点字図書	916タイトル

〇点訳ボランティア、音訳ボランティア養成・研修(令和2年度)

		開催回数	受講者延べ人数
点訳	中級講習会	12回	119名
音訳	中級講習会	6回	40名

○個別サービスの提供(令和2年度)

	件数·人数	延べ数
点訳	75 件	3,118頁
点字印刷	77 件	9,242 頁
録音・編集	100件	352時間
対面朗読	28名	56時間

○その他(令和3年3月31日現在)

サピエ図書館利用者(登録者)数	190人
	1,0,1

1 3.県立図書館に関するデータ

2 〇所蔵数(令和3年3月31日現在)

書籍等の種類	所蔵数
大活字本	3,382 冊
録音図書(CD)	945 点
音声デイジー図書	462 点
マルチメディアデイジー図書	170 点
点字図書	173冊
点字つき絵本	I7I 冊
LL ブック※	22 冊

※LL ブック所蔵数は参考数値

3 4

5 貸出数等(令和2年度)

書籍等の種類	貸出数等	
大活字本	3,015 冊	
録音図書(CD)	1,851 点	
音声デイジー図書	18点	
マルチメディアデイジー図書	25 点	
点字図書	I3冊	
点字つき絵本※	9冊	
郵送貸出	1,420 冊(418 件)	
対面朗読		

※点字つき絵本の貸出数は参考数値

6 7

8

その他(令和3年3月31日現在)

郵送貸出登録者数	140人
サピエ図書館利用者(登録者)数	7人

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」原案(概要版)



※第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブルな書籍等」を意味する







第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨
- ・本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進する計画
- 2. 計画の位置づけ
- ・「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画
- ・「第3期滋賀県教育振興基本計画(滋賀の教育大綱)」、「これからの滋賀県立図書館のあり方(平成30年3月策定)」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関連計画等の方向性と整合性を図った計画
- ・「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標に資する計画
- 3. 計画の対象等

本計画において「視覚障害者等」は、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、 知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を 含む。)を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つ ことやページをめくることが難しい者とする。なお、障害手帳の有無は問わない。 また、「書籍」とは雑誌、新聞その他刊行物を含む。

4. 計画の期間

令和4年度(2022年度)~令和8年度(2026年度)

- 5. 計画の推進体制と進行管理
- ・市町関係部局、図書館等と連携、福祉・障害者団体、関係者との連携・協力
- ・定期的な点検および評価
- 6. 「SDGs」との関係

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

1. 国における取組

- ・平成30年「マラケシュ条約」の締結の承認、「著作権法」の改正
- ・令和元年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)成立
- ・令和2年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定
- 2. 滋賀県における取組

県立視覚障害者センター

視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とし、点字図書や録音図書の貸出し・製作、IT機器の利用支援等を実施

<u>県立図書館</u>

活字を読むことが困難あるいは図書館利用に障害がある者への読書支援として、大活字本や 点字資料、録音資料などの様々な形態の資料や拡大読書器・再生機器などの機器類の整備のほ か、郵送サービスや対面朗読等を実施

県内市町立図書館への様々な形態の資料や機器類の貸出支援

3. 視覚障害者等の読書の状況

視覚障害者等が利用しやすい書籍やサービス

- ・アクセシブルな書籍
- ・アクセシブルな電子書籍等 アクセシブルな書籍等
- ・インターネットを利用したサービス(サピエ図書館など)
- ・代読、対面朗読

アクセシブルな書籍: 点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布の絵本、LL ブックなど、 視覚障害者等が利用しやすい書籍

アクセシブルな電子書籍等: 音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、 テキストデータなど、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等

サピエ図書館: 視覚障害者等が録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って利用できる、インターネット上の電子図書館

4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

- (1)音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少なく、専門書や実用書が少ない。
- (2)出版された書籍等からアクセシブルな書籍等を製作するのには時間がかかり、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
- (3)図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要。
- (4)障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要。
- (5)点訳・音訳などのボランティア人材が不足している。
- (6)視覚障害者等に読書や図書館を身近に感じてもらう事が必要。
- (7)視覚障害者等の読書に関する様々なサービスについて当事者・支援者に一層の周知が必要。
- (8)読書支援機器は高額な製品も多く、個人での購入は負担がある。
- (9)デイジー図書等やサピエ図書館を利用するのにICT機器を使用する必要があるが、それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要。
- (10)サービス提供側が個々の障害の特性を理解し、ニーズを把握する必要がある。

第3章 目指す姿と基本方針

目指す姿

障害の有無にかかわらず 読書を通じて豊かな人生を 送れる滋賀

基本方針

~読書を通じたネットワークでつながりあう~

基本方針 I [そろえる] 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます 基本方針 II [とどける] どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します 基本方針 II [ささえる] 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

視覚障害者等およびその支援者への様々な形態の書籍や読書手段、公共図書館および県立視覚障害者センターで

第4章 施策の展開

支援します

8 県民への周知

24

読書を通じたネットワークでつながりあう	基本方針	重点施策	取組
	基本方針 [そろえる]	1 書籍等の収集・製作	・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館における利用者の実情に合わせた書籍等の収集 ・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける書籍等の情報収集、利用者や公共図書館への情報提供 ・これまで培ったノウハウを生かした障害の種類および程度に応じた書籍等の製作 ・書籍のテキストデータの提供について国への要望および県内出版社へ働きかけ
	「読みたい、 選びたい」が かなうよう 書籍等を 充実させます	2 書籍等の製作の支援	・多様な主体による製作が行われるよう、 <mark>これまで培った書籍等</mark> の製作ノウハウを <mark>公共</mark> 図書館、関係する 施設・団体と共有
		3 書籍等の製作人材の養成	・書籍等を製作する施設・団体等と連携した <mark>点訳・音訳等</mark> の書籍等の製作人材の養成 ・点訳・音訳等のボランティアの継続的な活動と広がりのための <mark>製作の支援および</mark> 活動紹介
	基本方針Ⅱ [とどける]	書籍等を提供するための 4 連携強化	・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける公共図書館への情報提供や書籍等の貸出 ・視覚障害者等およびその支援者へのサピエ図書館および国立国会図書館のサービス <mark>の利用</mark> に関する周知と利用促進 ・視覚障害者等、支援者、関係機関での定期的な意見交換と新たなネットワークの形成
	どこに住んで いても利用 できるよう 書籍等を 提供します	5 図書館等の円滑な利用のための 支援の充実	 ・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館等の各館の利用者の状況等に応じたわかりやすい書籍等の配置や館内表示など視覚障害者等が利用しやすい環境整備 ・県立学校図書館における視覚障害等のある児童生徒の読書活動推進のための学校図書館整備 ・視覚障害等のある児童生徒の図書館等の円滑利用のため、図書館の利用について学ぶ機会を設けるよう努め、具体的な利用方法を周知
	基本方針Ⅲ	6 書籍等の利用支援	 県立視覚障害者センター、県立図書館、IT支援センター等における読書支援機器やサピエ図書館等を利用するための支援および情報提供 ・県立視覚障害者センターおよび県立図書館における書籍等の利用に必要な読書支援機器の設置や貸出 ・県立視覚障害者センターにおける読書支援機器の購入についての相談や情報提供 ・書籍等や図書館の利用が促進されるよう、各種障害福祉サービスの情報提供
	[ささえる] 自分にあった 読書ができるよう	7 視覚障害者等の読書に関わる 人材の育成	・司書や司書教諭、学校司書、読書ボランティア等を対象とした様々な障害の特性への理解を深め、その特性に応じた対応等について学ぶ研修の実施・教員や学校司書等を対象とした読書支援機器等の利用方法等について学ぶ研修の実施
	書籍等の活用を		

提供しているサービスについての周知

・誰もが読書を楽しめる「読書バリアフリー」を県民に広く周知